

武蔵村山市子どもの未来応援
プラン策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

平成31年3月

健康福祉部地域福祉課

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、(仮称) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。) の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

(仮称) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン (以下「子どもの未来応援プラン」という。) 策定支援業務委託

(2) 業務内容

「武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託仕様書」 (以下「仕様書」という。) のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成32年3月31日 (火) までとする。

3 予算 (見積限度額)

3, 751, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

4 スケジュール

月	日	曜日	内 容	備 考
4	8	月	案件の公示及び実施要領・仕様書・参加申込書等の配布・仕様書等に関する質問受付開始	ホームページで公開
	19	金	案件の公示終了 参加申込書の提出期限	ホームページの公開終了
	24	水	第一次審査 (参加資格) の結果通知	電子メールで通知 4月25日～5月7日を、第一次審査結果に対する説明期間とする。
	26	金	企画提案書及び見積書の受付開始	持参又は郵送
5	8	水	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	ホームページで公開
	13	月	企画提案書等の提出に関する質問書の回答期限	ホームページで公開
	17	金	企画提案書及び見積書の受付終了	持参又は郵送 (電子メール不可)
	24	金	第二次 (プレゼンテーション) 審査 (候補者決定)	1者につき25分程度予定 (説明15分、質疑10分)
	27	月	第二次審査結果の通知	5月28日～6月4日を第二次審査結果に対する説明期間とする。

6月中旬	契約の締結	
------	-------	--

5 実施形式

公募型プロポーザル方式。

6 参加資格

本事業に参加する意欲があり、当該業務について必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。

- (1) 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること）。
 - (2) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
 - (6) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、実施できること（平成31年4月1日基準において、直近5年間に当市と同規模程度（人口）の地方公共団体の当該業務（子どもの未来応援プラン等の計画策定支援業務）を完了した実績を1件以上有していること。）。
 - (7) 主たる業務遂行者が、過去5年間に上記(6)の実務経験があること。
 - (8) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得していること。
- ※ 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を失くなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

7 募集方法

- (1) 市ホームページに（仮称）武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書及び各様式を掲載する。
[\(http://www.city.musashimurayama.lg.jp/\)](http://www.city.musashimurayama.lg.jp/)

(2) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、市ホームページからダウンロードした様式を用いて、主管課窓口持参、郵送又は電子メールにて提出するものとし、ファクシミリでの提出は認めない。電子メールで参加申込書を提出する場合は、メール件名を「【事業者名】武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託（参加申込書）」とし、各提出書類をPDFファイルで添付した上で送信し、送信確認の電話連絡を行うこと（いずれの方法でも

提出期限内必着のこと)。

なお、提出期限までに参加申込書の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(3) 参加申込時提出書類

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部

ウ 業務実績書（第2号様式） 1部

※ 6 参加資格(5)に掲げる業務実績が分かる契約書（1面）の写しを添付のこと。

エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークの取得を証明する書類（写し） 1部

(4) 提出期限

平成31年4月19日（金）午後5時（必着）

(5) 提出先

武蔵村山市健康福祉部地域福祉課市民なやみごと相談係（住所等は、8ページに記載）

8 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

実施要領、仕様書、全参加業者についての評価結果（ただし、契約優先交渉権者以外は匿名）及び審査基準

(2) 情報公開及び提供の方法

市ホームページによる（<http://www.city.musashimurayama.lg.jp/>）。

9 第一次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類により参加資格の審査を行う。

(2) 通知等

審査の上、参加資格審査結果通知書（第3号様式）によって、平成31年4月24日（水）午後5時までに、電子メールにより結果を通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、平成31年4月25日（木）から5月7日（火）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

10 企画提案書の作成方法等

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となり、次に掲げる要件に従って作成すること。

(1) 留意点

以下の点に留意して作成すること。

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 企画提案書のサイズは、日本工業規格（JIS）A4（一部A3の資料折込使用可）で作成すること。ページ数は15ページ以内、縦版を基本とし、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、法人名等を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

オ 見積金額は、見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意のこと。

(2) 記載内容

企画提案書は、仕様書の内容を十分理解した上で、下表の項番に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

項番	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項について記載する。 (会社名、代表取締役氏名、創業年月日、本社所在地、株式上場の有無、窓口支店等の名称及び所在地、直近3年間の(連結)売上高、資本金額、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (IS027001) の認証の取得年度及びその対象部署、従業員数並びに当市担当の技術者数)
2	本業務の実績	当市と同規模程度の地方公共団体の子供の貧困対策計画策定支援業務を行った実績内容を記載する。
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）について作成する。
4	業務工程表	本業務の工程表及び当市と事業者の役割分担を明示する。
5	提案内容	仕様書の「第7 委託業務の主な内容」に記載される事項について記載する。
6	その他	独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 企画提案書及び見積書提出時提出書類

- ア 会社概要 正本1部、副本7部
- イ 業務体制表（第4号様式） 正本1部、副本7部
- ウ 業務行程表（任意様式） 正本1部、副本7部
- エ 企画提案書（第5号様式） 正本1部、副本7部
- オ 見積書（第6号様式） 正本1部、副本7部

(4) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出期限

平成31年5月17日（金）午後5時（必着）

(6) 提出先

武蔵村山市健康福祉部地域福祉課市民なやみごと相談係（住所等は、8ページに記載）

11 質疑・応答

(1) 提出方法

ア 質問内容を「質問書」（第7号様式）に記入の上、電子メールに添付し送信すること。

電子メール送信後は、担当者（8ページに記載）まで送信の確認電話をすること。質問を受信後、担当者から到達した旨の確認メールを返信する。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。

イ 電子メールの件名は「【事業者名】武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託（質問書）」と必ず記載すること。

(2) 提出期限

平成31年5月8日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

武蔵村山市健康福祉部地域福祉課市民なやみごと相談係

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年5月13日（月）までに、市ホームページに公開するほか、電子メールで回答する。

12 プレゼンテーション審査（第二次審査）

(1) 日時

平成31年5月24日（金）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

(2) 場所

武蔵村山市役所4階 中部地区会館405会議室（控室：中部地区会館403集会室）

※ 提案事業者の控室は中部地区会館403集会室及び武蔵村山市民会館さくらホール集会室

(3) 実施要領

ア 審査委員会において、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 1者につき、説明15分、質疑応答10分の合計25分とする。

ウ 提案事業者側の出席者総数は3名以内とする。

エ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づき、別紙「企画提案評価表」に掲げる記載項目等の内容を踏まえて行う。

オ パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコン及びプロジェクターは事業者が持参すること。ただし、スクリーン及び電源設備は市が用意する。

カ プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

(4) 審査基準

ア 提案は、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定支援業務委託プロポーザル審査委員会委員（以下「委員」という。）が、8ページに記載する「企画提案評価表」の各評価項

目に対して評価採点（1点から5点まで）を行う。

イ 上記項目により、委員1人当たりの企業評価及び業務評価の最高点は50点、これに価格評価点の最高点を足し、最高評価点は60点とする。

(5) 審査方法

ア 提案面（企画提案書・プレゼンテーション）及び価格面（見積書）の視点から評価を行う。

イ 審査委員の評価点数の合計が最も高得点の者を契約優先交渉権者とする。

ウ 評価点数の合計点数が同点の場合は、審査委員会にて協議し最終順位を確定する。

エ 第一次審査通過者が1者の場合は、第二次審査に係る審査項目について、審査委員会委員の合計点数の平均が30点以下であるときを除き、契約優先交渉権者とする。

(6) 審査結果

審査結果は、平成31年5月27日（月）までに第二次審査を受けた全ての提案事業者に対してプロポーザル審査結果通知書（第8号様式）にて通知する。なお、結果に対して異議を申し立てることはできない。

ただし、契約優先交渉権者として決定されなかった参加事業者は、平成31年5月28日（火）から6月4日（火）までの期間（ただし、6月1日（土）及び6月2日（日）を除く。）において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

13 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉権者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉権者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

14 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 提出書類の著作権については、提案事業者に帰属する。ただし、市が本事業に関し必要と認める場合は、提案事業者の承諾を受けたうえで全部又は一部を使用できるものとする。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 市は提案事業者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉契約権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

15 その他

(1) 必要経費の負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止又は中止することがあるが、この場合においても本プロポーザルに要した費用を市に請求することができない。

(2) 辞退の取扱い

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により事務局宛てに通知すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 正当な理由なく質問に応じなかった場合

カ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

キ 見積価格が見積り限度額の総額又は内訳額を超えた場合

(4) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(5) 本プロポーザルは、契約優先交渉権者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

企画提案評価表

No.	評価項目	評価対象	詳細・着眼点	配点
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。	
2		事業者としての専門性	子どもの貧困対策計画等の立案について、コンサルティングに関する専門性を有しているか。	× 2
3		同種業務の実績	本業務と同等の受託実績があるか。また、同規模の地方公共団体における実績は豊富か。	× 2
4	業務評価	業務体制	本業務の責任者は、子どもの貧困対策計画に関するコンサルティング業務において、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。	
5		業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	
6		役割分担	当市と事業者の役割分担の内容が的確かつ具体的で、当市の負担軽減となるような工夫が提案されているか。	
7		提案内容	アンケート内容の結果を踏まえた計画作成の手法等について、効率性や事業者の独自性等は感じられるか。	× 2

価格評価点

見積額	価格点	配点
見積限度額の 80%未満	5 点	× 2
見積限度額の 80%以上 85%未満	4 点	
見積限度額の 85%以上 90%未満	3 点	
見積限度額の 90%以上 95%未満	2 点	
見積限度額の 95%以上同額まで	1 点	
見積限度額を超えた場合	失格	—

16 事務局（問合せ先・提出先）

武蔵村山市健康福祉部地域福祉課 市民なやみごと相談係 担当：佐藤・東出（とうで）

住 所：〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電 話：042-565-1111 内線155・156

FAX：042-565-1504

E-mail：kodomonirai@city.musashimurayama.lg.jp